

千葉県信用保証協会 「緊急短期資金保証」 (令和元年台風15号による災害)

自然災害等の有事により直接的、間接的に被害を受けている中小企業者の方々に対して、すみやかに当面の資金繰りを支援する保証制度

制度名	緊急短期資金保証（台風15号による災害）
対象者	令和元年9月台風15号で被災された中小企業者の方 ※申込金融機関において被災状況が確認できた法人または個人 ※申込に際し、罹災証明書の提出は不要です。
資金使途	運転資金
保証限度額	直近決算の平均月商の1ヵ月以内かつ1,000万円以内
保証期間	12ヵ月以内（据置期間含む）
返済方法	一括返済または分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45%～2.20% ※財務内容により決定されます。 ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
担保	原則、無担保
保証人	原則、法人代表者のみ
取扱期間	令和元年9月17日（火）～令和元年12月27日（金）
申込先	最寄りの取扱金融機関

お問合せ

本店保証部 TEL 043-221-8111
松戸支店保証課 TEL 047-365-6010